

仕 様 書

1. 目的

この仕様書は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が発注する広島高速道路通行券（以下「通行券」という。）印刷に適用する。

2. 納入区分・品名・数量および納入場所

(1) 品名・数量

| 品 名 | 数 量 |
|---|------|
| 通行券ロール紙・小径（100m巻） 一般レーン用 青色（一般料金所用） | 1100 |
| 通行券ロール紙・小径（100m巻） 一般レーン用 茶色（坂料金所用） | 400 |
| 通行券ロール紙・大径（325m巻） 一般レーン用 茶色（仁保料金所用） | 50 |
| 通行券ロール紙・小径（100m巻） 一般レーン用 えんじ色（海田料金所用） | 300 |

(2) 納入場所

- ①広島高速道路公社 3 F、温品営業所（広島市東区温品一丁目8番23号）
②宇品営業所（広島市南区宇品海岸三丁目3番4号）
③海田大橋管理事務所（広島県安芸郡坂町北新地四丁目6番13号）
④広島呉道路坂料金所（広島県安芸郡坂町字桂切5630）

※各場所への納入数量については別途公社から指示する。

3. 納入期限

令和3年10月29日まで

4. 仕様及び品質

- (1) ロール紙の仕様は、別紙「広島高速道路通行券用ロール紙仕様書」（以下「ロール紙仕様書」という。）のとおりとする。
(2) 受注者は、「ロール紙仕様書」に基づき、次の通行券発券機メーカーによる品質検査を受けることとする。

通行券発券機メーカー

住所：広島市中区鉄砲町7番18号

電話：082-212-3633

東芝インフラシステムズ株式会社 中国支社

中国インフラシステムソリューション営業部 社会システム担当

- (3) 受注者は、通行券発券機メーカーによる品質（通行券媒体として問題のないこと）の確認を受けたことを証明する書類（以下「確認書類」という。）について、通行券を納入する前までに公社に提出するものとする。確認書類の様式は任意とし、「写し」による提出も可とする。
なお、品質検査に係る費用は、受注者の負担とする。

(4) 確認書類について、過去にロール紙仕様書における品質検査を受けたものも有効とする。

5. 梱包・運送等

通行券は、品名ごとに梱包し、箱の側面に品名、数量、受注者名、受注年度、印刷ロット番号を記入したラベルを貼り付けるものとする。

また、運送時には、「ロール紙仕様書」表1に記載する保管条件を順守しなければならない。

6. 検査・納入

(1) 契約約款第8条第1項から第3項の規定に基づき公社が検査を行う場合、受注者は速やかに完成品の通行券を公社が指示する数量分提出しなければならない。

(2) 納入に際しては、納入書を作成し、納入先での確認を受けなければならない。なお、納入された通行券の中に不良品が発見されたときは、速やかに取り替えるものとする。

(3) 上記(1)、(2)に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(4) 公社は、契約約款第13条から第15条による他、物品の納入検査に際し、受注者若しくはその代理人又は使用人等に詐欺その他の不正行為があると認められるときは、契約を解除することができるものとする。

7. 管理義務

受注者は、通行券の作製、保管、納入等に際しては、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

8. 損害賠償

受注者は、通行券を納入するまでに滅失し、その滅失した通行券が第三者に使用されたとき、又は不信行為を行ったこと等により公社に損害を与えた場合は、公社は受注者に対しその損害賠償を請求することができるものとする。

9. 工場検査

公社は、製造工場において作業工程等の検査を行うことができるものとする。なお、受注者は、正当な理由がなくこれを拒否できないものとする。

10. 瑕疵担保

物品の検査が完了したのちにおいても、受注者が納入した物品に起因し、公社の通行券発券機のサーマルヘッド等の消耗品および印字濃度等の品質に影響が出た場合、契約書記載の瑕疵担保期間内にあっては、受注者は物品の瑕疵担保の責めを負わなければならない。

11. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、別途協議して決定するものとする。